

## 入札及び契約の適正化に係る入札結果等の公表の事務取扱い

### 1 趣旨

この取扱いは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令(以下「施行令」という。)に規定する、公共工事に関する発注の見通し並びに入札・契約に係る情報を公開するに当たり、適切かつ円滑な処理を行うために必要な事項を定める。

### 2 公表対象

発注予定金額が250万円を超える建設工事

### 3 公表事項

- (1) 施行令第5条第1項各号に規定する発注の見通しに関する事項
- (2) 施行令第7条第2項各号及び同条第3項に規定する入札及び契約の過程(以下「入札結果等」という。)並びに契約の内容に関する事項

### 4 公表時期

- (1) 発注の見通しに関する事項については、原則として半期ごとに公表するものとする。
- (2) 入札結果等に関する事項については、入札結果等を入札執行者が町長に報告した後に公表するものとする。
- (3) 契約の内容に関する事項については、契約締結後、遅滞なく公表するものとする。契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合についても同様とする。

### 5 公表方法

公表の方法は、原則宮代町公式ホームページにより行うものとする。

### 6 公表の期間

- (1) 発注の見通しに関する事項の公表期間については、当該年度の3月31日までとする。
- (2) 入札結果等及び契約の内容に関する事項の公表期間については、入札あるいは契約がなされた日の属する年度、翌年度及び翌々年度とする。